

令和7年度第1回 子ども・子育て会議

発達障がいについて

発達障がいとは

発達障がいとは、生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態です。

発達障がいには、自閉症スペクトラム、ADHD、学習症などが含まれます。これらは生まれつき脳の働き方に違いがあるという点が共通しています。同じ障がい名でも特性の現れ方がちがったり、いくつかの発達障がいを併せ持ったりすることがあります

※診断基準DSM-5で表記

厚生労働省知ることからはじめようみんなのメンタルヘルス総合サイトより



熊本市発達障害者支援センターみなわHPより



バイオマーカーは
まだ見つかって
いないよ

ADHD（注意欠如・多動症）

ルフィのこんなところが
ADHDの特性に
ドンビシャ！！



参考資料：キャラクターが来る精神科外来

須田史郎・小林聡幸 著

- 後先^{あとさき}考^{かんが}えず^{えず}に行動^{こうどう}してしまう
(衝動性^{しょうどうせい})
- 左目^{ひだりめ}の下^{した}を自分^{じぶん}で切り裂^きく (衝動性^{しょうどうせい})
- 食事中^{しょくじちゅう}にフォーク^もを持^もって手^てをトント
ン動^{うご}かす (多動性^{たどうせい})
- 作戦会議中^{さくせんかいぎちゅう}に席^{せき}についていられない
(多動性^{たどうせい})
- 興味^{きょうみ}のないこと^{こと}に対して^{たい}全^{まった}く集^{しゅう}中^{ちゅう}が
続^{つづ}かない (不注意^{ふちゅうい})

ASD（自閉症スペクトラム）

エルのこんなところが
ASDの特性と
ピッタリ！！



- 視線しせんが合いづらい（コミュニケーション）
- 表情ひょうじょうが少ない（コミュニケーション）
- 側近そっきん一人以外ひとりいがいには敬語けいご（仲間なか作りへの興味きょうみの低さひくさ）
- 一年いちねんを通じて同じ服装ふくそう（同一性どういつせいへのこだわり）
- くつ下の感かん触しよくが嫌い（感かん覚かく過か敏びん）
- 偏食へんしよく（こだわり、味覚みかくの過か敏びん）

参考資料：キャラクターが来る精神科外来

原田史郎・小林聡幸 著

LD（限局性学習症）

のび太のこんなところは
LDの特性だった？！

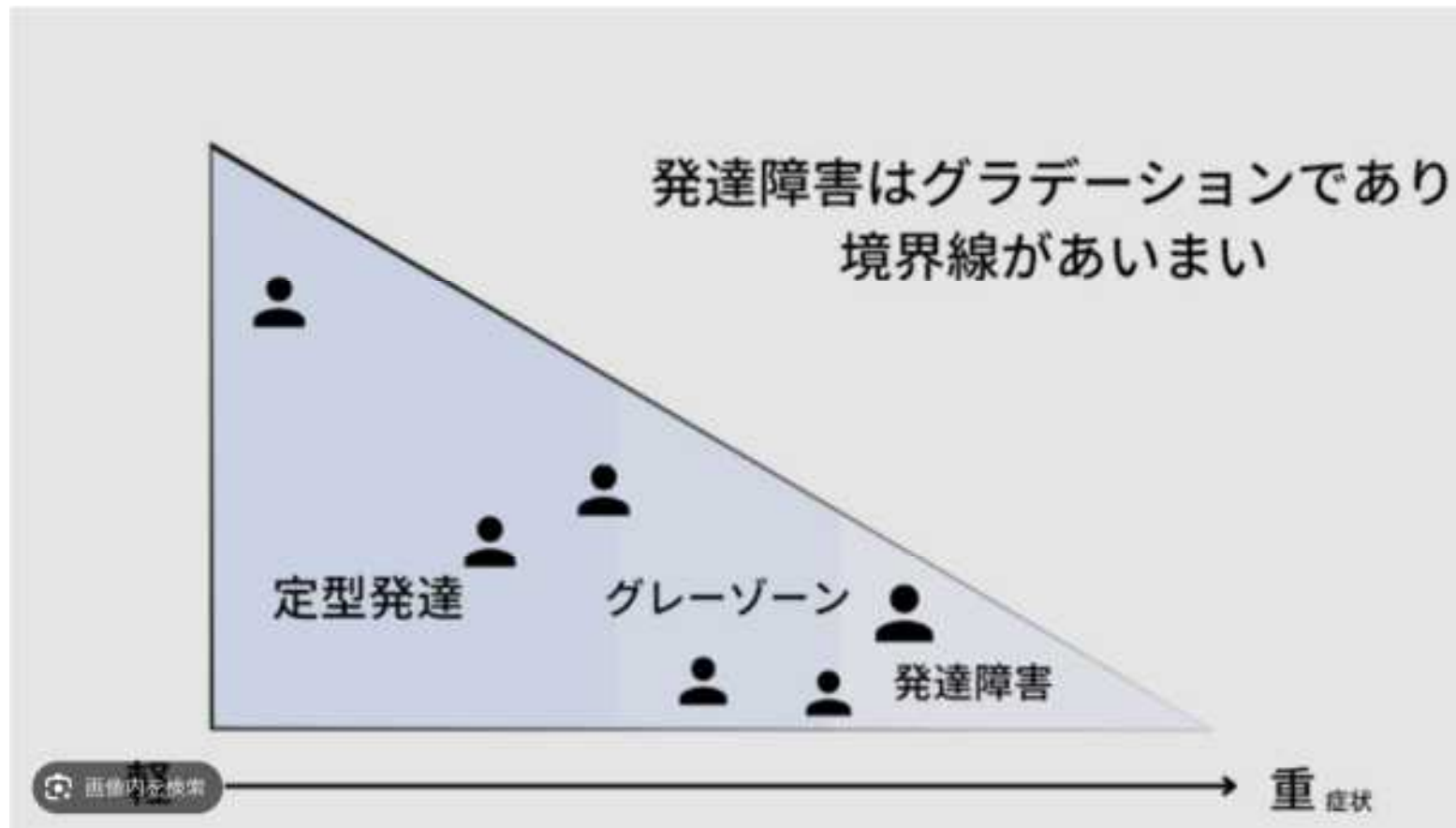


のび太はLDだけでなく、
ADHD（不注意）の特性も
併せもっているよ

- 視力、聴力に異常がないのに、年齢を大きく下回る読み書きの能力。
- 「のび太」を「のび大」、「よろこぶ」を「よろころぶ」と書き間違える（書字障がい）
- 活字を読むと3ページで眠り込んでしまう（読字障がい）
- ひみつ道具でテスト時間を延長したら、0点から65点に点数アップ！（読字障がいへの合理的配慮の効果）

参考資料：キャラクターが来る精神科外来

須田史郎・小林聡幸 著



- 発達障害は障がいの有無がはっきり二分されるものではなく、誰にでもグラデーションのように存在するため、明確な線引きは難しい
- 特性が一部認められるものの診断基準を満たさないグレーゾーンも多くいる
- 環境によって現れが異なる

発達障がいが増えている？

1.8倍増加

- 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」

医師から発達障害と診断された人 2016年 2022年
約48万人 ⇒ 87万2千人

- 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

通常の学級に在籍する児童生徒のうち、学習面または行動面で

著しい困難を示す児童生徒の割合 2012年 2022年
6.5% ⇒ 8.8%

3割増加

AIの回答

- 認知度の向上
- 支援制度の向上
- 診断基準の変化
- 価値観の変化

これらの要因により「発達障害児者が増えた」というよりは、「診断される人が増えた」「支援が必要な人がより見つけやすくなった」と解釈されています。

障がい者に関する 方針について

障害者権利条約の成立から締結

- 平成18年（2006年）国連総会で条約が採択される
- 平成19年（2007年）日本が条例に署名
- 平成20年（2008年）障害者権利条約の発効
- 平成23年（2011年）障害者基本法の改正
- 平成24年（2012年）障害者総合支援法の成立
- 平成25年（2013年）障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正
- 平成26年（2014年）条約に批准

国会が批准すると憲法より下位だが法律よりは優位となり、条約に抵触する法律は無効になる。

- 令和4年（2022年）国連勧告（総括所見発効）

インクルーシブ教育の確立、脱施設化と地域生活への移行、差別禁止と救済、強制入院の廃止などの勧告があった。

※勧告は法的な拘束力は持たないが、国は勧告に基づき対策を講じる必要がある

児童発達支援ガイドライン改正（R6年7月）

- 重要観点：インクルージョンの推進、こどもの意見表明の機会確保、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保証。
- 具体的内容
 - ①本人支援：将来、日常・社会生活を円滑に営めるように
 - ②移行支援：可能な限り地域の保育・教育等の支援を受けられるようにするとともに、地域との交流の機会を確保する
 - ③家族支援：安心して子育てをおこなうことができるよう物理的・心理的支援を行う
 - ④地域支援：地域で適切な支援を受けられるよう連携するとともに、地域全体の子育て支援力を高めるネットワークを構築する
- 個別の支援計画：本人支援計画に加え「インクルージョンの観点を踏まえた取り組み」「支援提供におけるインクルージョンの視点」を明記する。

合理的配慮

イラスト：発達障害のあるお子様向けキャリアデザイン教育ティーンズ



- 令和6年度4月1日より、法人園においても合理的配慮の提供が義務化されています。
- 合理的配慮は、社会参加するうえでバリアになっているものを解消することが目的です。
- 同じ障害種別であっても、何がバリアになっているかはそれぞれ違います。
- 保護者から求められる合理的配慮が園側にとって難しい場合には、その理由を説明し、バリアを解消するための他の方法を一緒に考える必要があります。

障がいてなんだろう

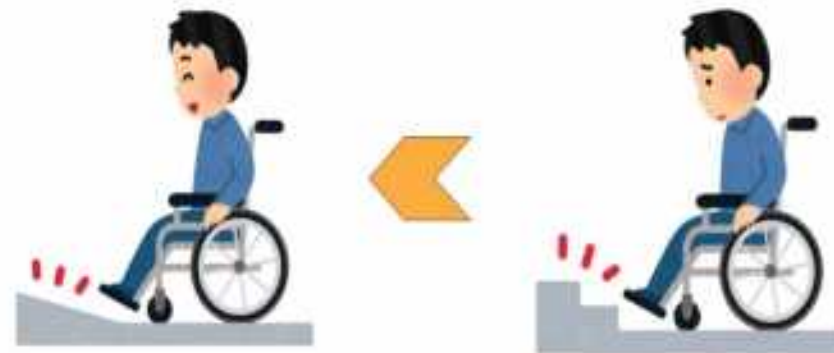
医学モデル



障がいは個人の心身機能が原因という捉え方です。車いすでは階段を登れない、だから歩けるように訓練するという考え方です。

「立って歩けないこと＝障がい」であり、個人の努力で問題を取りのぞいていくという考え方です。

社会モデル



社会モデルでは、障がいは個人の状態と社会のあり方が合っていないことが原因という捉え方です。

立って歩けないことと障がいはイコールでなく、エレベーターやスロープがあれば移動に困らない、つまり「車いすで移動が困難な状態＝障がい」ということになります。

まとめ

- 発達障がいとは多様な特性があり、個人でも環境であらわれが異なる。
- 発達障がいの特性を持ち、支援や配慮を求める人は年々増えている（見つけやすくなった）。
- 発達障がいも含め「障がい者」は、分離するのではなく、支援や配慮を受けながら障害のある子もない子とともに過ごす（インクルージョン）ことが世界の方針。
- 全ての子をインクルージョンできる環境を実現する方法はまだない。どうしたら実現できるのか、みんなで一緒に知恵をしぼって作り上げていく段階。